

代表者・役員の氏名変更

役員の氏名変更手続きは、「非常勤」「社外」「監査役」等を含む登記簿謄本に記載されている全ての方が対象となります。なお、役員が派遣元責任者を兼務する場合（社外取締役、監査役は兼務できません）は、派遣元責任者の変更欄についても記入してください。

提出様式・・・

①	労働者派遣事業変更届出書（様式第5号） [第1面～第3面] ※派遣元責任者を兼務している場合、様式の6、7、8⑧欄についても記入してください
---	---

添付書類・・・

①	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
②	変更した方の住民票の写し ※マイナンバー（個人番号）の記載のないもの（全世帯分は不要となります）
◎	上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります

提出期限・・・

変更後30日以内

手数料・・・

なし

提出先・・・

事業主を管轄する労働局

代表者・役員の住所変更

役員の住所変更手続きは、「非常勤」「社外」「監査役」等を含む登記簿謄本に記載されている全ての方が対象となります。なお、役員が派遣元責任者を兼務する場合（社外取締役、監査役は兼務できません）は、派遣元責任者の変更欄についても記入してください。

提出様式・・・

①	労働者派遣事業変更届出書（様式第5号） [第1面～第3面] ※派遣元責任者を兼務している場合、様式の6、7、8⑧欄についても記入してください
---	---

添付書類・・・

①	登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※代表者・有限会社など、登記簿謄本に住所が記載されている場合のみ必要
②	変更した方の住民票の写し ※マイナンバー（個人番号）の記載のないもの（全世帯分は不要となります）
◎	上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります

提出期限・・・

変更後10日以内（添付書類①の提出が必要な場合は、変更後30日以内）

手数料・・・

なし

提出先・・・

事業主を管轄する労働局

提出様式は宮城労働局のホームページからダウンロードができます。